

区役所内への郵便物は、個別郵便番号(〒173-8501)と担当課・係名で届きます

くらし

# 「板橋区景観計画」を策定しました

## ～8月22日(月)に運用を開始します～

区では、区の景観のあり方の指針となる「板橋区都市景観マスタープラン」(平成20年5月策定)に基づき、区の景観まちづくりを具体的に進めていくため「板橋区景観計画」(以下「本計画」)を新たに策定しました。



### 問 合

都市計画課  
都市景観担当  
☎3579-2549

### 計画の目的

本計画では、区の景観形成の目標や方針を明確にするとともに、一定の建築行為などについて届出制度を導入します。また、景観上重要な道路

・河川・公園などの公共施設や建造物、樹木などの指定のほか、区内で重点的に景観形成を進めることが必要と思われる地区(以下「景観形成重点地区」)の指定を行います。

### 計画が運用されると

比較的小規模の小さい建築物などに対して、区が主体となつて独自の基準を適用することが可能となり、地域特性を生かしたきめ細やかな景観形成を進めていくことができます。

※これまで区の景観に関しては、都の基準に基づき、非常に規模の大きな建築物について指導が行われてきました

### 計画の区域と景観形成の基準

●景観形成重点地区  
特に良好な景観の形成を図る必要がある区域として定める

る地区で、建築物などを建築する際の地区独自の景観に関する基準を定め、地区ごとの特性を生かした良好な景観の形成を図っていきます。

先行的なモデル地区に、都立赤塚公園を含む周辺一帯を「板橋崖線軸地区」、石神井川の一定の範囲を「石神井川軸地区」として景観形成重点地区に定めます。

●届出対象規模 規模に関係なく、建築物の建築をはじめ、すべての行為

### 対象地区(左下図参照)

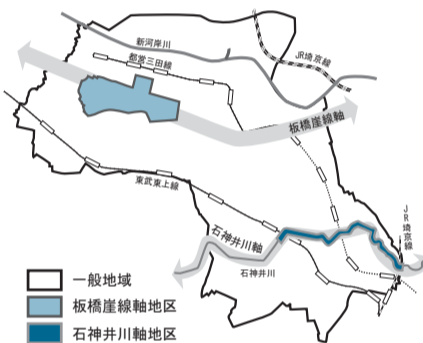
●板橋崖線軸地区：徳丸7丁目・8丁目、四葉2丁目、大門、赤塚8丁目の全域、徳丸6丁目、高島平3丁目、赤塚5丁目・7丁目の一部の区域

●石神井川軸地区：南常盤台1丁目、常盤台1丁目、双葉町、大和町、本町、稲荷台、加賀1丁目・2丁目、弥生町、中板橋、栄町、氷川町、仲宿、板橋4丁目(一部の区域(石神井川の河川区域などから20m以内の区域)

### 景観形成の方針

●板橋崖線軸地区  
崖線の眺望、崖線からの見晴らしを守り、生かした景観の形成  
●四季の彩りを生かし、崖線の緑と調和し、

図 《景観形成重点地区と一般地域》



連続した景観の形成  
●水と緑の潤いのある景観の形成

●歴史・文化的資源を生かし、風情のある景観の形成

### 石神井川軸地区

●四季の彩りを生かし、桜並木や緑道と調和・連続した緑の景観の形成  
●河川側に配慮した街並みの形成

●水と緑の潤いある景観の形成

### 一般地域

●景観形成重点地区を除く区全域で、まち並みへの最低限の景観に関する基準を定め、区全域の景観レベルを高めていきます。

●届出対象規模 高さ20m以上、延床面積2000㎡以上または敷地面積1000㎡以上の建築物の建築など

### 閲覧できます

本計画の全文は都市計画課(仮庁舎MSビル6階)・区政資料室(区役所2階④窓口)・区立各図書館・区ホームページでご覧になれます。\*審議会の議事録・パブリックコメント・事前協議や届け出の様式なども区ホームページでご覧になれます \*事前協議や届け出が円滑に進められるよう、景観ガイドライン(景観計画の解説書)や届け出の手引きについても今後区ホームページで公開する予定です

## 緑のカーテンコンテスト

タ174-0063前野町4ノ6ノ1  
☎5970-5001  
s-poo-jigo@city.itabashi.tokyo.jp  
《第3月曜休館。ただし祝日の場合は開館し翌日休館》

緑のカーテンの育成に関する成功例や工夫などの情報共有を目的として、緑のカーテンコンテストを行います。今年緑のカーテンを育成した方は、どなたでも応募することができます。

### 部門・対象

●個人部門：個人で緑のカーテンの育成に取り組んだ方  
●団体部門：事業所やグループなど団体が緑のカーテンの育成に取り組んだ方

提出書類 応募用紙・写真3枚(全体像を1枚含む)  
\*応募用紙はエコポリスセンター・区ホームページにあります。郵送を希望する方は電話で請求してください

申込・問 10月14日(必着)まで、直接または郵送・Eメールで①緑のカーテンコンテスト申込②部門③郵便番号・住所④氏名(ふりがな)⑤電話番号を明記のうえ、提出書類を添えて、エコポリスセンター

## 建築全般無料相談会

家の建て替え、リフォームや耐震診断、耐震補強工事を考えている方へ

とき 9月1日(木)

9時30分～16時

ところ 大会議室(区役所9階)

※当日、直接会場へ  
内容 ●建築士による新築・増改築の企画・設計・施工・手続に関する相談

きに関する相談、耐震診断、耐震改修やメンテナンス(修繕計画)に関する相談(修繕計画)に関する相談

●区による耐震診断・耐震補強工事助成の受付や相談  
●建築設備・省エネ機器に関する相談

※設計図などがある場合はお持ちください  
●点検しましょう  
次の項目を確認し、必ず点検を実施しましょう。1つでも当てはまる症状があれば直ちに使用を中止し、販売店やメーカーに連絡してください。

### 扇風機点検項目

- スイッチを入れてもファンが回らない
- ファンの回転が遅かったり、不規則
- モーター部分が異常に熱い・焦げ臭い
- モーターから異常な音がする
- コードが折れ曲がりたり破損している

## 家電製品の火災事故にご注意ください!

使用期間の長い家電製品を原因とする火災事故が発生しています。

### 扇風機

●事例  
煙とバチバチという音に気が付くと、扇風機が燃えている。

### 原因

●事例  
電源プラグをコンセントに長期間差し込んだままだったため、電源プラグにホコリや湿気などがたまり、トラッキング現象により発火した。

## 区内産ゴーヤーの放射性物質検査結果について

区内の緑のカーテンで収穫されたゴーヤー(3検体)中の放射性物質の検査を実施しました。8月5日の検査結果では、検体すべてについて放射性物質は検出されませんでした。  
検査した放射性物質の項目は、セシウム134、セシウム137、ヨウ素131の3物質です。  
なお、検体のゴーヤーは、区内3地域の公共施設などの緑のカーテンで育成されたものを採取しました。  
問 エコポリスセンター  
☎5970-5001  
(第3月曜休館)



あなたの緑のカーテンをぜひ!

問 消費者センター  
☎3579-2266